

魚津市公共施設等総合管理計画
個別施設計画

I 公共施設

A 本庁舎等

1 本庁舎等

(本庁舎・第1分庁舎・第2分庁舎)

令和4年3月改訂

魚 津 市

(所管部署：財政課)

目 次

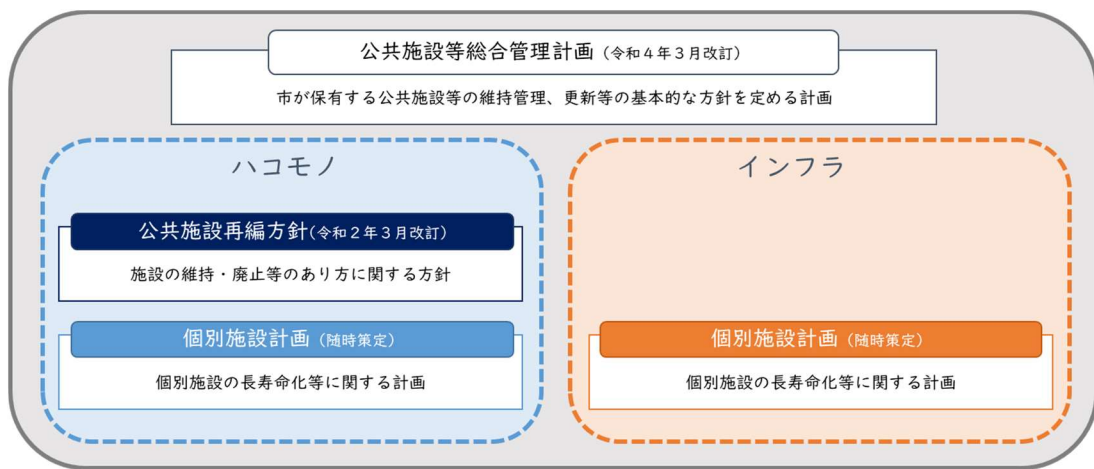
1	個別施設計画策定の趣旨及び概要	
1. 1	策定の趣旨	P 1
1. 2	対象施設	P 1
1. 3	計画期間	P 1
1. 4	進行管理	P 1
2	施設の状況	
2. 1	老朽化の状況及び改修状況	P 2
2. 2	位置図	P 3
2. 3	施設の利用状況及び収支の状況	P 4
3	個別施設の方針	
3. 1	施設の役割	P 5
3. 2	現状と課題	P 5
3. 3	今後の考え方	P 5
3. 4	対策内容と実施時期	P 7
3. 5	対策費用	P 8

1 個別施設計画策定の趣旨及び概要

1. 1 策定の趣旨

本計画は、魚津市公共施設等総合管理計画（令和4年3月改訂版。以下、「管理計画」という。）に基づき、施設類型ごとの具体的な方針や長寿命化計画などを示すものです。

魚津市における公共施設等総合管理の概念図



1. 2 対象施設

対象施設は、管理計画における「本庁舎・第1分庁舎・第2分庁舎」とします。

1. 3 計画期間

計画期間は、20年間とします。

1. 4 進行管理

本計画に基づく進捗確認を毎年度行い、達成状況や財政状況などを踏まえて対策内容と実施時期を見直すことにより、計画的な改修等に努めます。

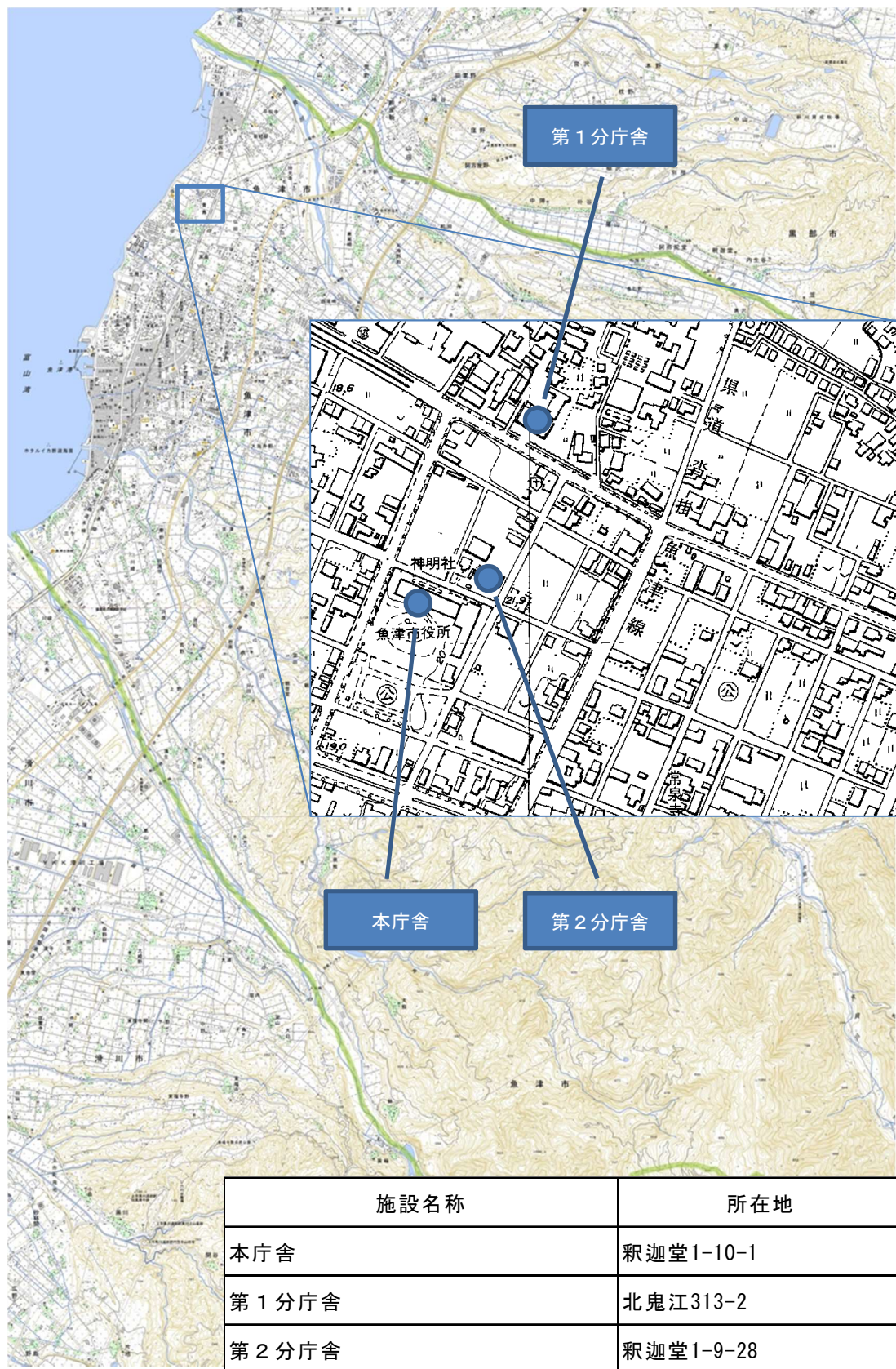
2 施設の状況

2. 1 老朽化の状況及び改修状況

No	施設名称		建設 年度	経過 年数	構造 / 階層	延床面積 (㎡)	敷地面積 (うち借地) (㎡)	資産 老朽化 比率	劣化状況	改修状況			
										耐震化 改修	長寿命化改修		
											屋根	外壁	他
1	本庁舎	事務所棟	S42	52	RC/4	6953.79	9,178	98.4%		未実施		北面パラ ベット修繕 工事 R1・2実施 12,980千円	
		大型車両倉庫	S42	52	S/1			100.0%					
		その他											
2	第1分庁舎	事務所棟	S41	53	RC/2	1014.70	1,896	78.8%		未実施			
		その他											
3	第2分庁舎	事務所棟	S42	52	RC/2	394.48	1,516	79.1%		対象外			
		その他											
	合計					8362.97	12,590						

※ 経過年数・資産老朽化比率等は、令和2年度末時点

2. 2 位置図



2. 3 施設の利用状況及び収支の状況

No	施設名称	利用状況（人）		収支（千円）											
		H30	R1	H30				R1				R2			
				収入	支出	収支差額	【参考】 減価償却費	収入	支出	収支差額	【参考】 減価償却費	収入	支出	収支差額	【参考】 減価償却費
1	本庁舎			5,371	36,878	▲ 31,507	3,837	5,271	45,311	▲ 40,040	3,837	5,175	55,320	▲ 50,145	2,751
2	第1分庁舎			1,084	6,083	▲ 4,999	487	1,230	6,211	▲ 4,981	487	955	5,391	▲ 4,436	487
3	第2分庁舎			0	2,290	▲ 2,290	488	0	2,293	▲ 2,293	488	0	2,329	▲ 2,329	488
	合計			6,455	45,251	▲ 38,796	4,812	6,501	53,815	▲ 47,314	4,812	6,130	63,040	▲ 56,910	3,726

3 個別施設の方針

3. 1 施設の役割

市役所の本庁舎は、行政サービスの中心拠点であるとともに、魚津市地域防災計画では、災害発生時における災害対策本部の設置場所とされている施設です。

3. 2 現状と課題

いずれの施設も老朽化が進んでおり、本庁舎・分庁舎は旧耐震基準により整備された施設であることが課題となっています。

各庁舎に窓口が分かれて配置されていることで、手続き等の利便性に欠けるとともに、維持管理の面においてコストが割高となっています。

3. 3 今後の考え方

①施設の方針（魚津市公共施設再編方針（令和元年改訂版）抜粋）

本庁舎・第1分庁舎・第2分庁舎

＜再編方針＞	目標年度：中期（R11）
○既存庁舎の耐震化は行わずに、令和11年度までに整備を行う。	
○第1、第2分庁舎は、市民の利便性向上、施設管理等の効率化を図るため本庁舎の整備に合わせて本庁舎へ移転統合する。	
○他の公共施設についても、機能集約や施設スペースの供用が可能なものは、本庁舎へ集約する。	
○施設整備にあたっては、民間活力の活用や民間施設の複合化も検討する。	
○整備場所については、現在地を基本とする。	
○統合後の第1、第2分庁舎跡地については、民間への譲渡も含め、利活用方法を幅広く検討する。	

②対策の優先順位の考え方

公共施設再編方針に基づき、令和11年度までに、本庁舎・第1分庁舎・第2分庁舎・健康センターを統合した新庁舎整備を行います。その際、整備場所は現在

地を基本とします。

新庁舎整備に向けた準備を進めるため、「新庁舎整備に向けた庁内ワーキング会議」における検討を重ねたのち、近年中の新庁舎建設基本構想策定を目指し、外部有識者や市民等による策定委員会を設置します。

なお、統合新庁舎の整備までの期間にあつては、建替えに向けた取組みを優先することとし、施設の改修等は必要最小限にとどめるよう努めます。

また、市の財政状況を見ながら、対策に係る経費が平準化されるよう、計画的に対策を実施するものとします。

③保有総量の抑制について

社会情勢の変化を踏まえ、サービス水準を出来る限り維持しながら公共施設の総量を抑制するため、施設の集約化を実施します。

④施設の長寿命化について

施設の長寿命化を図るため、事後保全的な維持管理から予防保全的な維持管理に転換します。

施設の目標使用年数を 60 年以上とし、施設の長寿命化改修は建築年度から 20 年及び 40 年を経過する年度から 5 年以内を目途に実施するものとします。

⑤社会的なニーズへの対応について

施設の整備にあたり、照明の LED 化、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化等を実施します。

ただし、経費の平準化や社会的要請の高まり等の要因により個別に対応を実施する場合があります。

3. 4 対策内容と実施時期

No	施設名称	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23					
1	本庁舎	適切な維持管理の実施					★60年経過																			
		建替え・統廃合の検討		建替え・統廃合																						
		18 百万円（改修費：空調2、サッシ3、EV9、屋上防水4）																								
												適切な維持管理の実施														
2	第 1 分庁舎	適切な維持管理の実施					★60年経過					・ 本庁舎へ統合														
3	第 2 分庁舎	適切な維持管理の実施					★60年経過					・ 本庁舎へ統合														

※ 本計画は、適切な長寿命化改修を実施することにより、減価償却資産の耐用年数を超えて施設を利用することを目指すものですが、老朽化度調査等の結果を基に、長寿命化改修の実施有無や利用期間などが変更となる可能性があります。

※ 本計画における長寿命化改修や建替え等については、市の財政状況を見ながら、対策に係る経費が平準化されるよう、計画的に対策を実施するものとします。

3. 5 対策費用

計画期間における概算費用は、「本庁舎等」の施設類型全体で約 55 億円です。

ただし、現在の市の財政状況では本対策の実施が極めて大きな負担となることが避けられないため、市の公共施設全体で統廃合や複合化を更に推進し、総量縮減を図る必要があります。